

## 「2021/06/16 掲示のお知らせ『【注意喚起】大学内における違法な行為について』について」について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年7月3日)

先日掲示された「2021/06/16 掲示のお知らせ『【注意喚起】大学内における違法な行為について』について」に対する回答において、「大学が所有する敷地および建物内に無断で自動販売機を設置する行為は、民法上保護された大学の所有権を侵害するため、『違法な行為』と記載しています。」との文言がありました。しかし、これは回答として不十分であり、場合によっては学生の行為について過剰な萎縮を招こうとする意図のものになり得るものになっているので修正を求めます。

上記の回答では、「自販機の設置」という行為を所有権の侵害と結びつけているだけであり、自販機の設置のどの点が所有権の侵害に当たるかが明記されておらず、これでは元の掲示と同様に脅迫論証 (ad baculum) と呼ばれる詭弁だと言えると考えます(「同様の事案に厳正に対処する」という文言に脅え、自販機の設置以外の行為についても萎縮させることが可能なため)。「同様の事案」に関してどのような行為についてなのかが明記されていないことが問題とも言えます。

そこで、

自販機の設置のどの点が問題であったと考えているか(具体例をあげると「土地を利用して無断で利益を得ていること」「土地の利用に関する契約に関して大学側が把握できない状態になっていること」「利益が外部の業者に流れているのに大学側が把握できない状態になっていること」「無断で物を置いていること」などを明記すること

をよろしくお願いします。

【回答】(回答日:2021年7月14日)

(回答部署:教育推進・学生支援部厚生課)

6月16日付け掲示「【注意喚起】大学内における違法な行為について」の内容についてですが、不備があるとは考えておりませんので、貴君が求める修正に応じる予定はありません。